

茨城県報 第7169号

昭和58年8月18日

木曜日

目次

告示

	ページ
●受胎調節実施指導員の指定(保健予防課)	1
●保安林指定の解除予定(林業課)	1
●漁船普通損害保険付保義務の発生(水産施設課)	2
●新規土地改良事業の審査(2件)(農地管理課)	2
●換地計画の更正認可(")	3
●土地改良法に基づく更正換地処分(")	3
●道路の区域変更(道路維持課)	3
●道路の供用開始(")	4
●土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	4

公告

●漁船普通損害保険付保義務の消滅(水産施設課)	5
●土地立ち入り測量(用地課)	5
●都市計画の図書の縦覧(都市計画課)	6
●開発行為の工事完了(6件)(建築指導課)	7
●道路位置の指定(")	9

告示

茨城県告示第1164号

優生保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

昭和58年8月18日

茨城県知事 竹内藤男

住所 茨城県水戸市河和田町3597の番地

氏名 澤畑恵子

茨城県告示第1165号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和58年8月18日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
北茨城市華川町花園字北明戸石604の7・字大野沢600の1
(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 林道用地とするため
(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1166号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があつたと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

昭和58年 8 月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大津加入区 大津漁業協同組合

茨城県告示第1167号

岩瀬町長中田清一から昭和58年7月11日付けて認可申請のあつた山口地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 8 月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
山口地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和58年8月19日から昭和58年9月7日まで
- 3 縦覧の場所 岩瀬町役場

茨城県告示第1168号

笠間市長山口茂から昭和58年7月11日付けて認可申請のあつた上加賀田地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 8 月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

上加賀田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年 8 月 19 日から昭和58年 9 月 7 日まで

3 縦覧の場所 笠間市役所

茨城県告示第1169号

昭和58年 7 月 12 日付けで中妻地区土地改良区から申請のあつた中妻地区第三工区の更正換地計画については、土地改良法の一部を改正する法律（昭和39年法律第94号）付則第12項の規定に基づき改正前の土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第52条第 1 項の規定により昭和58年 8 月 11 日認可したから、同条第 8 項の規定により公示する。

昭和58年 8 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1170号

昭和58年 7 月 25 日付け農管指令第 353 号をもつて認可した筑池赤尾関地区の更正換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 で準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和58年 8 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和58年 8 月 18 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年 8 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 349号

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸太田市磯部町字坂口 150番 6 地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 29.50	5,249.20	道路改良工事による 区域変更
		最小 4.50		
常陸太田市里野宮町 1009番 2 地先まで	新	最大 <small>メートル</small> 29.50	5,249.20	
		最小 4.50		
		最大 <small>メートル</small> 46.00	5,518.90	
		最小 8.30		

茨城県告示第1172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和58年8月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年8月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道成田小見川鹿島港線
- 2 供用開始の区間
鹿島郡神栖町大字息栖字稲荷後3943番50から
鹿島郡神栖町大字息栖字出木マ2853番21まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年8月18日

茨城県告示第1173号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により岩瀬駅前土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和58年8月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 岩瀬駅前土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和57年7月29日から昭和64年3月31日まで
- 3 施 行 地 区
岩瀬町大字岩瀬字山王，字古田，字十五日田，字若宮，字御領，字十枚内，字番匠免，字本内の各一部，字宮田，字成山，字代の下の各全部
岩瀬町大字青柳字中畑，字本内，字向山の各一部，字成山，字久保田，字宮田の各全部
岩瀬町大字楯田字八幡久保，字烏川，字合ノ田の各一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 西茨城郡岩瀬町大字岩瀬64番地の2
岩瀬町役場内
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日
昭和57年7月29日
- 6 変 更 の 主 な 内 容
都市計画街路の一部拡巾 資金計画の変更
区画街路の変更 土地の種目の変更
歩行者専用道路の変更 公園の位置の変更
- 7 変 更 認 可 の 年 月 日
昭和58年8月18日

公 告

●漁船普通損害保険付保義務の消滅

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号により、次の加入区における指定漁船の普通保険に付すべき義務は、昭和58年8月12日で消滅した。

昭和58年8月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大津加入区 大津漁業協同組合

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項但し書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和58年8月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 県西広域水道用水供給事業建設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

新治郡新治村大字小高字柳沢、字諏訪下及び字石崎地内

〃 〃 大字沢辺字池籠、字十三塚、字村内、字権現及び字中原池地内

〃 〃 大字大志戸字大作、字山田、字山ノ神、字表テ、字下向田、字中原、字二本松、字関場、字一丁田及び字一丁田上地内

〃 〃 大字本郷字原山地内

〃 〃 大字大畑字石橋、字年田、字原山及び字前山地内

〃 千代田村大字下佐谷字原田、字吉兵衛屋敷、字辰己沢、字山下、字佐渡山、字上宿、字天神前、字臼内、字平、字天王裏及び字仲内地内

〃 〃 大字中佐谷字十三堂前、字香取後、字香取、字香取前、字吉内脇、字谷内、字谷川内、字谷内下、字芋頭、字笠松前、字殿内前及び字殿内下地内

〃 〃 大字上稲吉字前栽、字前サイ、字愛后後、字中坪、字アタゴ後、字愛后脇、字吾妻、字スワクボ、字不動山、字稲荷前、字宿畑及び字後庵地内

〃 〃 大字下稲吉字落合、字寺前、字権現久保、字権現下、字権現台、字権現前、字西宿後、字西宿、字宅地合、字東宿後、字照内台、字東宿、字平前、字橋下り、字井出津、字出津、字天神、字地藏前、字大子原、字角来道、字大塚道、字角来道添及び字逆西地内

〃 〃 大字新治字筭崎地内

- 〃 八郷町大字上曾字高野久保及び字小嶋田地内
- 〃 〃 大字小倉字向畑, 字吸田, 字流田, 字押崎, 字二斗蒔, 字内膳田, 字間々田, 字大久保, 字向山, 字高山及び字左鎌地内
- 〃 〃 大字柿岡字菖蒲, 字申内及び字桐木地内
- 筑波郡筑波町大字君島字才田及び字川島地内
- 〃 〃 大字大形字向座又, 字日影沢, 字爪久保, 字柳沢, 字谷津, 字八幡, 字御供田, 字堀留, 字吾妻及び字茅橋地内
- 〃 大穂町大字若森字上田, 字ソリ町, 字高田, 字谷津, 字五反田, 字柳町, 字下川, 字宮下, 字茅場及び字吹上地内
- 〃 〃 大字佐字上川, 字館山, 字北窪, 字後世淵, 字内堀匂, 字荒谷, 字坂口, 字反町及び字町田地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和58年8月25日から昭和58年12月31日まで

◎都市計画の図書の縦覧

岩井境都市計画下水道の変更に伴い、岩井市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和58年8月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

岩井市大字岩井字愛宕裏, 愛宕後, 浅間, 浅間脇, 荒久, 相原山, 梅ノ久保, 市郎平前, 伊平後, 稲荷久保, 入, 入屋敷, 大山, 御林, 旧境内, 久保, 境内西, 庚申前, 庚申塚, 五郎下, 三角山, 桜下, 槐道, 下ノ山, 下屋敷, 城合, 新田, 新田前, 新田山, 新畑, 新山, 新町, 新町東側, 千部越, 外山, 宅地脇, 宅地前, 宅地内, 宅地後, 宅地裏, 宅地東, 宅地西脇, 大日道, 大日山, 大日下, 溜之台, 太郎平山, 太郎山, 寺ノ前, 出山, 殿山, 殿山前, 鳥居前, 鳥居脇, 土手向, 土手向東裏, 土手向東側, 中根, 中根久保, 仲町東側, 仲町西側, 西裏, 白山脇, 原口, 原口東脇, 八幡前, 八幡北, 八幡脇, 八幡西脇, 八幡社境外, 花立, 花立裏, 花立脇, 東妻, 百駄山, 富士ノ越, 藤田, 藤田久保, 藤井北側, 棒山, 本町, 本町東側, 本町東裏, 本町西側, 孫六, 前畑, 向山, 元屋敷, 屋敷, 屋敷前, 屋敷内, 屋敷妻, 屋敷付, 屋敷脇, 屋敷裏, 屋敷尻, 八坂馬場北脇, 四ツ家, 四ツ家表, 四ツ家裏, 四ツ家後側, 四ツ家東裏, 四ツ家原, 寮道, ドンドン塚, 新町西側, 原口西側, 原口東側, 四ツ家後, 境内脇の全部

” ” 字愛宕久保，愛宕脇，入田台，坂下，篠山，篠山西，芝原，諏訪前，寺ノ下，天神，天神原，天神脇，長谷境，西高野，場田，安根井，寮道南，寮ノ脇，佐島ヶ島の一部

” 大字辺田字稲荷前，池ノ窪，池ノ久保，伊平裏，御林，香取前，観音脇，キジウチ，キジウチ脇，熊ノ後，吾平裏，三本松，作合，サンキ，白山，島原口，外手山，丹後作，宅地西，宅地裏，宅地脇，中ノ台，中西，中西前，西，西ノ前，原，原口，原ノ前，原新，堀ノ内，前山，宮ノ脇，向地，屋敷付，屋敷脇，屋敷畑，八百目，山中，山崎前，山崎脇，山崎脇耕地中，薬師，薬師脇，外記塚の全部

” ” 字浅間，稲荷山，入田，大久保，上大久保，観喜寺脇，北山，北ノ下，権現前，三角，篠崎，大六天，宅地附，裏天神，前天神，天神前，中田，トノ内，殿内前，堂前，杳方，谷津崎，ハサマ，弁天，弁天山ノ内，堀込後，前畑，向地下，屋敷内の一部

” 大字長谷字島原口の一部

” 大字下出島字古山，西南の一部

” 大字中里字六地藏久保，セウシ塚の一部

” 大字小泉字新田原の一部

” 大字大谷口字西原の一部

” 大字矢作字初崎，原，天神前，天神脇の一部

” 大字小山字栗の木下，竜角下，竜角，下原の一部

” 大字薙打字和田戸，東大原，西大原の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について，次の地域の工事が完了したので，同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和58年8月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市直井字直井936の3

2 事業主の住所及び氏名

下館市丙一番地

関彰商事株式会社

取締役社長 関 正 夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡常澄村大串字原59

- 2 事業主の住所及び氏名

水戸市大工町1丁目3-11

株式会社 水戸地産

代表取締役 館 実

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市高場字宮原1557の39

- 2 事業主の住所及び氏名

勝田市東石川2丁目10-1

財団法人 勝田市住宅公社

理事長 清 水 昇

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市稲田字カチ内1114の84, 1114の138, 1114の113及び1114の85

- 2 事業主の住所及び氏名

日立市幸町3丁目4-6

日立木材地所株式会社

代表取締役 中 村 武

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市井野字前土井乙881の1, 乙881の2, 881の2, 884, 885, 886, 909, 910の3

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目6-15

フジタ工業株式会社

代表取締役 藤 田 一 暁

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岩井市辺田字入田1025の1, 1025の2, 字西ノ前1026, 字薬師脇1203の2

- 2 事業主の住所及び氏名

新治郡桜村竹園1-8-11

株式会社 ジョイパツク

代表取締役 金 記 正

●道路位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第 201 号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和58年 8 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第760号	58. 8. 1	高橋 喜一	勝田市三反田字 新堀5249-5	勝田市三反田字新堀5249 -1, 5249-8, 5249- 9	メートル 4.00	メートル 30.00
" 第761号	"	藤丸 正也 古川 敦堅	西茨城郡友部町 大田町920-1 西茨城郡友部町 南友部1966-6	西茨城郡友部町鯉淵字 十ノ割6267-2, 6267- 18, 6267-45, 6267-49	6.20	68.03
" 第789号	58. 8. 4	明治興産 株式会社 代表鈴木精一	東京都台東区上 野2丁目9番2 号	勝田市大字馬渡字向野 2896-85	4.20	34.50
" 第792号	58. 8. 8	安 作次	勝田市足崎1469 番地17	" 大字足崎字深谷 津1469の85, 1469の77, 1469の78	6.00 4.00	17.15 16.50
" 第793号	"	山崎 剛夫	" 東石川 3 丁目13番 7 号	" 東石川字十字 1298-17	4.00	34.98
" 第794号	"	岡田 実	那珂湊市中央 1 丁目10-13	那珂湊市平磯町字西遠 原5568-2, 5568-10, 5568-11	6.00	35.80
" 第799号	58. 8. 9	有限会社 栄建設 代表取締役 飯村 栄三	笠間市下市毛 229-1	笠間市下市毛字鍛冶倉 571-2, 571-3, 571-4, 572-2, 572-4, 573-3	4.10 4.10	61.10 48.10
竜土木指令 第569号	58. 8. 8	菊地 作	取手市寺田5563	取手市大字寺田字西浦 3179の12, 3179の13	4.00	25.40
" 第572号	58. 8. 9	小泉よし江	" 小文間 5476	" 野々井字中峠 1060番40, 1061番10	4.05	18.41
" 第577号	58. 8. 10	篠田 高志	稲敷郡阿見町大 字荒川沖938の2	稲敷郡阿見町大字荒川 沖字鶉野1680の5, 1681の3	4.00	19.90
境土木指令 第339号	58. 8. 8	伊藤 正一	埼玉県川口市上 青木4丁目9番 16号	猿島郡三和町大字尾崎 字中台2830の1	6.20	43.10
" 第340号	58. 8. 9	山陽商事 (株) (代)川戸伍	東京都杉並区高 円寺南4丁目26 番19-305号	" " 大字諸川 字淵田1738-3, 1718- 5, 1718-4の一部	6.00	96.60

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨城県報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事績活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所